

審判上の注意事項

今大会は、日本ボート協会競漕規則（2021年4月版）及び本大会要項に従い開催します。

以下の点について特に注意してレースに臨み、事故や除外・失格等とならないようにすること。

1 健康管理について

- (1) 熱中症対策として、待機中はできるだけ建物・テント内又は日陰で休むこと。
- (2) 水分補給を十分に行うこと。また、暑い時期であるため帽子の着用を推奨する。
- (3) 新型コロナ感染症対策として、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用等、福井県ボート協会の「新型コロナウイルス感染症」に関する感染防止ガイドライン”を遵守すること。
- (4) 陸上、水上を問わず体調・気分が悪いとき又はケガをしたときは、最寄りの審判員又は大会役員に申し出ること。

2 事故防止について

- (1) 「航行ルール」をクルー全員で確認し、決められた水域以外へは絶対に行かないこと。
- (2) 漕手は落水時、片手のワンアクションにより足がシューズから抜けるよう、シューズのかかと紐（ヒールコード）を取り付け、靴底が水平にならない適当な長さに固定しておくこと。（ビンディングタイプのもは除く）
- (3) 久々子湖はプレジャーボートが多く通行する。また、杭などがあるため危険水域には近づかないようにして事故防止に努めること。
- (4) すべての艇は、艇首に直径4cm以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（バウボール Bow Ball）を取り付けなければならない。

また、すべての艇のフットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置）は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式でなければならない。

これらに違反している艇は、用途や場所などを問わず、いかなる場合も使用できないし、この違反艇でレースに出漕したクルーは失格となる。

3 服装の統一

- (1) クルーは、統一したユニフォーム（アンダーシャツ・タイツ等を含む。）を着用すること。
アンダーシャツ・タイツ等を着用する場合も統一すること。なお靴下等の艇外から見えない部分については不問とする。（統一されたユニフォーム・同じ服装とは、「外見がまったく同じもの」のことであり、色あせ、迷彩模様・幾何学模様等には注意すること。）
- (2) 帽子・ハチマキについては、クルー内で着用する者としめない者がいても良い。
ただし、着用する場合は漕手・舵手とも同じものを用いること。

4 発艇部署での注意事項

- (1) 出漕クルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置（ステイクポート）に着くこと。本項に違反したクルーにはイエローカードによる警告を与え、フォルススタート1回でレッドカードによる除外とする。
- (2) 艇の故障などで発艇定刻に間に合わない場合は、必ず最寄りの審判員に申し出て指示を仰ぐこと。ただし、申し出があっても概ね1レース程度の発艇定刻の変更はしない。
- (3) 前のレースが発艇した後、発艇員が次のレースに出漕するクルーを呼び込むので、200m付近沖側の待機水域で待機すること。
- (4) 発艇員が呼び込むまではレーンに入ることはできない。
- (5) クルーは「ツーミニッツ」の号令がかかった時点で、いつでも発艇できるよう準備しておくこと。
- (6) 発停号令は発艇旗により行う。
- (7) 発艇号令は、次の手順で行う。

通常のスタート：「ロールコール」→「アテンション」→発艇旗を挙げる
→「ゴー」の発生と同時に発艇旗を振り下す
クイックスタート：（ロールコールなし）→「クイックスタート」→「アテンション」
→発艇旗を挙げる→「ゴー」の発生と同時に発艇旗を振り下す

5 回漕中の注意について

- (1) クルーは練習中および回漕する際、レース艇が近づいてきたら100m以上手前で停止し、すべてのレース艇が通過するのを待つこと。これに違反したクルーはイエローカードにより警告を与える。
- (2) 100m以上手前で停止せず、審判からイエローカードによる警告を受けたクルーは不正スタート1回でレッドカードによる除外となる。
- (3) 各レースがスタートしてからは、コース横断は禁止とする。レース状況をよく確認の上、横断すること。（レース通過後から次のレーススタートまでは横断可能）

6 レース中の注意

- (1) レース中に艇の故障およびオールの破損等が生じても、特別な救済措置はない。また、これに関する異議は認めない。故障や不具合が生じないように、十分に点検しておくこと。
- (2) すべての艇は自己のレーンを進行し、他のレーンを侵害したり、他のクルーを妨害してはならない。
- (3) レース中、他のレーンの侵害や、他のクルーを妨害するおそれのあるクルーに対し主審は警告を与える。
- (4) 指示を与えても他艇を接触又は妨害する危険が生じる場合等に、当該艇のみを停止させる場合がある。
- (5) レース中、極端に遅れたクルーを主審艇が追い越す場合がある。この際、追い越されたクルーは主審艇の波を被ることがあるが、やむを得ないことと自ら忍ぶこと。

7 レース終了後

- (1) 決勝線を通じたクルーは、主審が白旗を掲げるまでその場で待機すること。
- (2) レースに対する異議がある場合は、主審が白旗を掲げる前に手を挙げて主審に申し出ること。

- (3) 主審が白旗を掲げた場合は、そのレースが成立したことを示すものなので、回漕レーンを使い棧橋へ戻ること。
- (4) 主審が赤旗を掲げた場合は、そのレースに何らかのトラブルがあったことを示すものなので、その場に留まり主審の指示を待つこと。
※ゴール後、本部前を回漕するときには、浅瀬や杭があるため岸に近づかない事
特に北風（逆風）の場合、艇が岸側に流されることがあるので注意が必要

8 所定の手続き

- (1) メンバー変更、ブレードカラーの不統一、棄権等の手続きは所定の用紙に代表者の署名を添えてレース定刻の1時間前までに競漕委員会（大会本部）へ届けること。
- (2) 所定用紙は競漕委員会に置く。

9 舵手計量について

- (1) 舵手の体重は、ユニフォーム（レースに出漕する服装）を含め男子は55kg、女子は50kg以上とする。これに満たないものは最大限15kgのデッドウェイトを舵手の最も近いところに置かなければならない。
- (2) 計量は、レースのある日は当日必ず1回、最初に出漕するレースの2時間前から1時間前までに受けること。尚、計量時間内（最初に出漕するレースの2時間前から1時間前）の測定は、1回限りとする。
- (3) 貸与されたデッドウェイトは当日の自らの最終レース終了後、速やかに計量所に返却すること。
- (4) 舵手計量はB & G艇庫1階で行う。

10 その他

- (1) 天候の急変等によるレースの日程等の変更は、競漕委員会で決定する。
- (2) バウナンバープレートを必ず艇首に取り付け、テープ等で固定すること。発艇前にバウナンバープレートを取付けていないクルーは、最寄りの審判員に申し出ること。
- (3) 当コースでの自転車等の乗り物による伴走は禁止する。（伴走で注意を受けた場合、競漕委員会は当該団体に対し、適切な処置を行う：除外の対象）
- (4) レースに関する、クルーから審判に対する異議申立は、当該審判員、不服審査委員会の順とする。
- (5) クルーからの異議を却下した当該審判員の決定に対して不服がある競技者は、書面により、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人を通じる等して、不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。
- (6) 上記によらない異議申し立ては受け付けないので遵守すること。